

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 0 0

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その3)【別紙1】
- 介護認定審査会の運営方法の変更について
- 高額介護(予防)サービス費に係る激変緩和措置の終了について
- 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型)を位置づけたケアプランの届出について
- 介護保険負担割合証の交付について
- 令和2年7月豪雨に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて【別紙2】
- 在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況(令和2年6月末現在)
- 令和2年度「介護支援専門員実務研修受講試験対策講座」開催要項【別紙3】
- 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報~第4号~【別紙4】
- 令和2年8月開催 介護予防教室・介護者教室について【別紙5】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その3）

本市では、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして、更新申請について、申し出により認定有効期間を6ヶ月延長できる対応をしています。

今般、首都圏など一部の地域で新規感染者が増加していることから、新型コロナウイルス感染症対策については、長期化が予測されます。

これらの感染状況を考慮して、本市では、要介護認定の臨時的な取扱いとして、認定有効期間の延長期間を下記のとおり6ヶ月から12ヶ月に変更しますのでお知らせします。

記

1 実施時期

認定有効期間満了日が令和2年9月30日以降の被保険者から、延長期間を12ヶ月とします。

<参考>

- ・認定有効期間満了日が令和2年8月31日以前の被保険者 →延長期間は6ヶ月
- ・認定有効期間満了日が令和2年9月30日以降の被保険者 →延長期間は12ヶ月

2 延長申出書について

・認定有効期間満了日が令和2年9月30日以降の被保険者の場合は、別紙の申出書を使用してください。

3 その他

- (1) 認定有効期間の延長の申出方法については、変更ありません。
- (2) 既に認定有効期間の延長措置をした被保険者については、申し出により、再度、認定有効期間の延長を行うことができます。
- (3) 延長期間中に要介護（要支援）状態区分が変化すると推測される場合は、必要に応じて区分変更申請ができます。

問い合わせ先：介護保険課 認定担当

TEL：026-224-7891（直通）

FAX：026-224-5247（直通）

介護認定審査会の運営方法の変更について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、介護認定審査会を運営する長野広域連合では、本年5月から審査方式を「書面を通じた合議（書面審査）」で実施しました。

今般、7月1日から審査方式を「対面による合議」に戻すことになりました。

これにより、申請から認定までの期間は、従来どおりとなりますのでお知らせします。

問い合わせ先：介護保険課 認定担当

TEL：026-224-7891（直通）

高額介護（予防）サービス費に係る激変緩和措置の終了について

平成29年8月1日から、高額介護（予防）サービス費の一般区分の世帯に係る月額上限額が変更されました。（37,200円→44,400円）

この変更に伴う激変緩和措置として、平成29年8月1日から令和2年7月31日までの間、1割負担の被保険者のみの世帯（現役並み所得の層を除く。）について、446,400円（37,200円×12）の負担上限額を設定し、自己負担額の年間（8月1日から翌年7月31日までの間）の合計額が、上限額を超えた場合には、高額介護サービス費（年間上限）として給付する取扱いとなっております。

この激変緩和措置について、当初の予定通り、令和2年7月31日をもって終了することとなりますので、念のためお知らせいたします。

なお、計算期間が令和元年8月1日から令和2年7月31日までの高額介護サービス費（年間上限）の申請が必要な場合は、令和2年11月頃勸奨通知を発送する予定です。

利用者の皆様から質問があった場合は、以上の点についてご説明いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づけたケアプランの届出について

平成30年10月から、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づけたケアプランについて、市町村に届け出ることとなっています。（平成30年5月10日付け老振発第0510第1号「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について）

この届出について、届出から検証、報告までの流れや提出書類について、ホームページに掲載しましたので、改めてお知らせするものです。

厚生労働大臣が定める生活援助の回数を超えるケアプランを作成した場合は、ケアプランを作成した翌月末までに届出が必要です。

詳細については、下記URLからご確認いただき、適切な取扱いをお願いします。

URL：<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/sinsei/list521-4531.html>

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

介護保険負担割合証の交付について

令和2年7月10日付けでお送りした介護保険負担割合証の適用期間は令和2年8月1日からの1年間となっております。7月10日現在で要介護認定・要支援認定のある方へお送りしました。

要介護又は要支援認定の更新中の方には送付せず、更新の結果を待って順次、送付しております。また、他市の住所地特例施設にいる方や令和2年1月1日以降に長野市に転入した方については、他市の所得照会回答を確認後に順次、送付しております。

居宅介護支援専門員及びサービス提供事業者の皆様には、以上の点についてご理解いただきますとともに、利用者の皆様から質問があった場合はその旨をご説明いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

令和2年7月豪雨に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて

標記について、厚生労働省老健局振興課から【別紙2】のとおり通知がありましたので内容を御確認ください。

通知のとおり、被災地に職員を派遣することにより、貴事業所の職員が一時的に不足し、基準を満たすことができなくなる場合には、事前に高齢者活躍支援課まで御連絡いただくようお願いいたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について

標記について、厚生労働省老健局から情報提供がありました。

「医薬品医療機器総合機構PMDA からの医療機器適正使用のお願い」は

URL：<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/devices/0122.html>

より入手可能ですのでご確認いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol. 857】

令和2年7月豪雨に伴う避難所等における心身機能の低下の予防及び認知症高齢者等に対する適切な支援について

【介護保険最新情報 Vol. 858】

令和二年七月三日からの大雨による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行について

【介護保険最新情報 Vol. 859】

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和2年12月28日とする措置を指定する件について

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。

【要介護・要支援認定者状況】

(令和2年6月末日現在 地区別認定者数：20,959人)

地区名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1地区	65	52	113	48	45	50	32	405
第2地区	114	107	211	102	71	119	74	798
第3地区	77	93	150	83	67	69	51	590
第4地区	23	27	49	27	28	26	19	199
第5地区	32	40	76	32	15	27	16	238
芹田地区	136	160	283	127	103	127	86	1,022
古牧地区	143	141	296	146	136	135	66	1,063
三輪地区	182	185	287	134	118	123	79	1,108
吉田地区	150	124	243	104	88	96	59	864
古里地区	94	76	138	94	64	94	45	605
柳原地区	55	43	87	42	31	32	20	310
浅川地区	70	59	107	53	37	53	38	417
大豆島地区	51	64	142	58	65	69	50	499
朝陽地区	90	85	189	101	82	105	62	714
若槻地区	185	170	274	160	126	174	110	1,199
長沼地区	25	17	41	19	30	26	15	173
安茂里地区	202	171	310	143	135	126	77	1,164
小田切地区	11	16	25	15	11	17	7	102
芋井地区	31	13	48	24	14	26	14	170

篠ノ井地区	387	318	513	280	231	342	204	2,275
松代地区	203	183	284	143	130	209	100	1,252
若穂地区	106	95	155	85	60	102	48	651
川中島地区	219	185	308	166	126	169	106	1,279
更北地区	283	192	367	198	151	213	130	1,534
七二会地区	39	18	34	18	29	32	18	188
信更地区	38	30	42	31	19	29	15	204
豊野地区	90	55	152	82	77	81	48	585
戸隠地区	36	12	82	34	36	51	35	286
鬼無里地区	12	14	43	23	21	22	20	155
大岡地区	35	10	32	14	10	7	5	113
信州新町地区	107	33	92	42	56	56	34	420
中条地区	42	30	59	28	24	25	9	217
市外	15	8	28	19	23	37	30	160
合計 (現存者)	3,348	2,826	5,260	2,675	2,259	2,869	1,722	20,959



ながの縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当
電 話： 026-224-7871 (直通) / F A X： 026-224-8694
Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp